

## 「(仮称)子どもにやさしいまち条例」の骨子(案)概要

構成要素 ※資料1		骨子	具体例 他自治体の条例文		引用先
5-1	前文	<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもにやさしいまちとは</li> <li>子どもの可能性</li> <li>子どもの権利</li> <li>大人の役割、責任</li> </ul>	5-1	—	—
—	—	<p>総則</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもにやさしいまちづくりを進める上での理念、方向を定める</li> </ul> <p>定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども」、「育ち学ぶ施設」、「地域住民」等の用語の意義</li> </ul> <p>責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設、事業者等は、協働・連携して子どもにやさしいまちづくりを進める</li> </ul>	—	—	—
5-2	具体的な子どもの権利	<p>子どもの権利</p>	5-2	<ol style="list-style-type: none"> <li>子どもは、ひとりの人間として、人格や個性が尊重されます。</li> <li>子どもは、おとなとともに地域社会を担うひとりの市民として尊重されます。</li> <li>子どもは、家族から温かい愛情が与えられ、家庭の中で心身の健やかな成長が図られ、安らぎが与えられ、社会の基本的なルール、基本的な生活習慣、豊かな情操が育てられます。</li> <li>子どもは、あらゆる暴力や精神的な苦痛、その他不当な扱いなどを受けることなく、人としての尊厳が守られなければなりません。</li> </ol>	日野市
6-1	子育て・家庭支援	<p>家庭における権利の保障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの育ちや成長にかかわる大人（保護者、育ち学ぶ施設の職員）への支援</li> </ul>	6-1	<p>保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。</p> <p>(子育て家庭への支援)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。</li> <li>市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。</li> </ol> <p>(困難を有する子どもとその家庭に対する支援)</p> <p>市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を有する子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	奈良市 奈良市 奈良市
6-2	遊び場・居場所づくり	<p>地域における権利の保障</p>	6-2	市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとし、	札幌市
6-4	地域に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における子どもの居場所・遊び場づくり</li> <li>地域における環境の整備</li> </ul>	6-4	<ol style="list-style-type: none"> <li>市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。</li> <li>事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとし、</li> </ol> <p>市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとし、</p>	札幌市 札幌市
6-3	育ち・学ぶ環境整備	<p>育ち学ぶ施設における権利の保障</p>	6-3	<p>(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うよう努めるものとする。</li> <li>子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援すること。</li> <li>子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境をつくること。</li> <li>虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。</li> </ol>	奈良市
6-7	いじめ対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>開かれた施設づくり</li> <li>関係機関等との連携と研修</li> <li>いじめの防止虐待及び体罰の禁止等</li> </ul>	6-7	<ol style="list-style-type: none"> <li>市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。</li> <li>市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。</li> </ol>	奈良市

構成要素 ※資料 1		骨子	具体例		
			他自治体の条例文	引用先	
6-6	子どもの意見表明・参加	意見表明・参加 ・ 子どもの意見表明・参加等の促進の支援 ・ 子どもの視点に立った情報発信	6-6	1 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。 2 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。 3 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。 4 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。	奈良市
6-8 6-9	虐待・体罰の防止 相談・救済	子どもの権利の侵害からの救済 ・ 相談支援体制の整備 ・ 虐待及び体罰の禁止等	6-8	※6-7と同内容 1 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。 2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。	奈良市
			6-9	市は、次条第1項に定める救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。	札幌市
6-11	普及・啓発	子どもの権利の普及 ・ 広報及び普及を行う ・ 学習等への支援を行う	6-11	市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。	奈良市
7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7	家庭・保護者の役割・責務 教育機関等の役割・責務 市民・地域の役割・責務 事業者の役割・責務 自治体の役割・責務 おとなの役割・責務 子どもの役割・責務	取組の主体 ・ 保護者の役割 ・ 施設関係者の役割 ・ 地域における市民及び事業者の役割 ・ 子どもの役割	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5	7-1 7-2 1 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」といいます。） 7-3 2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。 7-4 7-5	札幌市
			7-6	市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。	奈良市
			7-7	他の人がもつ生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利を大切にしながら、自分の権利を実現すること。	日野市
8-1 8-2 8-3	計画の策定 推進体制の整備 評価・検証	施策の推進 ・ 施策の推進（計画策定、進行管理組織、体制整備）	8-1 8-2 8-3	8-1 1 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。 8-2 2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。 8-3 3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号）第1条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。 4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。	奈良市
				(1) 子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うこと。 (2) 子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずること。 (3) 保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。	奈良市
				市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。	奈良市